

取引所為替証拠金取引約款

本約款は、お客様とクリエイトジャパン株式会社（以下、「当社」という。）との間で行う取引所為替証拠金取引（以下、「本取引」という。）に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。お客様は本取引を行うに当たり、本取引の仕組みおよびリスクを理解して、本約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。（弊社は岡安商事株式会社への取次ぎ業務となります。）

第 1 条（定義）

本約款の中で用いられる以下の用語について、以下のとおり定義することとします。

- (1)「外国為替レート」とは、主要な外国為替市場における主要な外国為替銀行間の外貨の円換算による取引価格および外貨換算による取引価格を参考として、東京金融取引所（以下、「対象取引所」といいます。）が提示する価格をいいます。
- (2)「清算価格」とは、取引時間終了後に対象取引所が定める価格をいいます。
- (3)「値洗い」とは、外国為替レートの変化に伴い、ポジションを対象取引所において定められた清算価格により評価することをいいます。
- (4)「ポジション」とは、本取引における未決済の約定をいいます。
- (5)「取引単位」とは、本取引を行う際の最小値をいいます。
- (6)「スワップポイント」又は「スワップポイント相当額」とは、本取引の対象となる外国通貨と円および外貨同士の金利差調整分を円換算し、清算した金額をいいます。
- (7)「転売」とは、買いポジションを反対に売って相殺し、約定代金の差額の授受により決済することをいいます。
- (8)「買戻し」とは、売りポジションを反対に買って相殺し、約定代金の差額の授受により決済することをいいます。
- (9)「反対売買」とは、転売または買戻しにより決済することをいいます。
- (10)「通貨ペア」とは、当社で取扱いのある取引対象の通貨の組合せをいいます。
- (11)「売買の種別」とは、新規の売り、新規の買い、決済の売り（転売）、決済の買い（買戻し）の区別をいいます。
- (12)「取引執行方法」とは、成行注文、指値注文、逆指値注文、時間指定成行注文、時間指定指値注文、時間指定逆指値注文、OCO 注文、ストリーミング注文、IfDone 注文、IfDoneOCO 注文のそれぞれに対応した注文の執行方法および建玉整理をいいます。
- (13)「成行注文」とは、価格を指定せずに注文時点の外国為替レートに準拠した取引価格により、直ちに取引を成立させる注文方法をいいます。
- (14)「指値注文」とは、外国為替レートが指定値以下になった時点で買い注文の執行、外国為替レートが指定値以上になった時点で売り注文の執行方法をいいます。
- (15)「逆指値注文」とは、外国為替レートが指定値以上になった時点で買い注文の執行、外国為替レートが指定値以下になった時点で売り注文の執行方法をいいます。
- (16)「時間指定成行注文」とは、価格を指定せずに時間を指定し、指定時間時点の外国為替レートに準拠した取引価格により、取引を成立させる注文の執行方法をいいます。
- (17)「時間指定指値注文」とは、時間を指定し、指定時間までの間、外国為替レートが指定値以下になった時点で買い注文の執行、外国為替レートが指定値以上になった時点で売り注文を執行し、指定時間までに指定値段に達しない場合は、成行注文が執行される注文をいいます。
- (18)「時間指定逆指値注文」とは、時間を指定し、指定時間までの間、外国為替レートが指定値以上になった時点で買い注文の執行、外国為替レートが指定値以下になった時点で売り注文を執行し、指定時間までに指定値段に達しない場合は、成行注文が執行される注文をいいます。
- (19)「OCO 注文」とは、二つの注文を同時に出し、一方の注文が成立した場合に他方の注文が自動的に取消される注文をいいます。「指値注文と逆指値注文」の組合せをいいます。
- (20)「ストリーミング注文」とは、常時更新されている外国為替レートの実勢で約定させる注文をいいます。
- (21)「IfDone 注文」とは、新規の売り注文または新規の買い注文を出し、その注文が約定した場合にそのポジションを決済する注文の予約を同時に出す注文をいいます。
- (22)「IfDoneOCO 注文」とは、新規の売り注文または新規の買い注文を出し、その注文が約定した場合にそのポジションを決済する二つの注文の予約を同時に出す注文をいいます。
- (23)「証拠金預託額」とは、本取引を行うために、お客様が当社に担保として預託している証拠金の額をいいます。
- (24)「証拠金基準額」とは、ポジションを維持するために必要な

額として対象取引所が定める証拠金の額をいいます。

- (25)「発注証拠金」とは、新規の取引を開始するために、取引単位あたりに必要とされる証拠金をいいます。
- (26)「必要証拠金」とは、発注証拠金にポジションの枚数を乗じた金額をいいます。
- (27)「決済損益予定額」とは、決済に係る注文が成立したときに確定する損益の金額をいいます。
- (28)「有効証拠金」とは、証拠金預託額にスワップポイント相当額、決済損益予定額、評価損益、未払い手数料を加減した金額をいいます。
- (29)「有効比率」とは、有効証拠金を必要証拠金で除した比率をいいます。
- (30)「出金可能額」とは、証拠金預託額から有効証拠金を減じた金額をいいます。
- (31)「両建て」とは、同一取引通貨について売りと買いのポジションを同時に保有することをいいます。
- (32)「建玉整理」とは、決済の対象となる両建てのポジションを指定して申告を行うことで建玉を減じる決済方法をいいます。

第 2 条（口座開設）

お客様は、次の各号に掲げる基準をすべて満たした場合に限り、本取引の口座開設申し込みを行うことができるものとします。

- (1)本取引について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分に理解していること
 - (2)本取引を行うに相応しい十分な経験を有していること
 - (3)本取引を行うに相応しい資金を保持していると判断できること
 - (4)本取引の口座開設申込時の年齢が満 20 歳以上 80 歳以下であること
 - (5)お客様の住所、および連絡先が日本国内にあり、常時連絡が取れること
 - (6)日本語（発音、読解、筆記等）で意思の疎通を取るに支障がないこと
 - (7)公的機関発行の書類等で本人確認が出来、正確な個人情報の登録ができること
 - (8)当社および対象取引所の諸規則に同意すること
 - (9)あらかじめ反社会的勢力でない旨の確約を書面により同意すること
 - (10)その他、本取引を行うになんら支障がないと当社が判断できること
- 2.お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の取引所為替証拠金取引口座開設申込書兼確認書に必要事項を記入の上、お客様が当該取引のご本人であることを証する書面の写しを添え、当社に提出していただきます。（オンライン取引に関しましては、電磁的方法によって提出して頂きます。）
- 3.当社の審査の結果、ふさわしくないと判断した場合には、口座の開設をお断りすることもあります。
- 4.審査の方法は、提出いただいた書類によるもののほか、お客様に直接電話もしくは電子メール等で確認するものとします。
- 5.口座開設のお断りにかかわる理由に関しては、お客様に開示せず、当該書類は当社が責任を持って処分するものとします。

第 3 条（お客様 ID の設定）

当社は、お客様との取引の開始に先立ち、お客様に対しお客様 ID を発行いたします。（オンライン取引は ID 及びパスワードを転送不要の簡易書留にて発行いたします。）

- 2.お客様 ID はお客様ご本人のみが使用できるものとし、ご本人以外の者による使用や他者への貸与、譲渡はできないものとします。
- 3.当社は、お客様 ID の確認をもってお客様の本人の確認を行います。

第 4 条（取引口座）

本取引に関して、証拠金預託額の出し入れ、転売または買戻しによる差金決済、取引の執行、売買代金の決済、その他本取引に関する金銭の授受等のすべてを当該お客様の取引所為替証拠金取引口座（以下、「本取引口座」という。）内において処理するものとします。

第5条（リスクと自己責任の確認）

お客様は、次の各号に掲げる内容を十分把握した上で、本約款に記載されている事項を承認し、本取引の商品内容、取引の仕組み、およびリスクを熟知した上でお客様の判断と責任において、お客様の計算で本取引を行うことを確認します。ただし、本約款がすべてのリスクその他の重要な要因を網羅しているものではないものとします。

- (1) 本取引においては、当該取引通貨の外国為替相場の変動および取引市場環境の変化のリスクを伴っていること。
 - (2) 別途交付される「受託契約準則」、「取引所為替証拠金取引説明書」、「お取引のガイド」に記載された内容を承知されていること。
2. お客様は、「金融商品取引法」（以下、「法」という。）、「金融商品販売法」、「外国為替及び外国貿易法」等、その時々において適用される本邦および外国の関連諸法令、および外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき本取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証拠書類等を当社に提出することを予め承知します。

第6条（取得情報）

お客様は、本取引を利用して得られるニュースやデータの情報等を本取引のためにのみ利用するものとし、無断で第三者へ提供、情報の加工、または再配信等はできないものとします。

2. お客様は、本取引を利用して得られる情報を利用する、または利用しなかったことにより生じた損害について当社は責任がないことを承知し、当社に対し何ら請求しないものとします。

第7条（通話の記録）

お客様は、本取引に関する通話を記録すること、ならびに特定の取引において当社との主張が異なる場合に、当社が記録した通話内容を証拠の一つとして利用することに同意するものとします。

2. 前項に定める通話の記録は、当社の任意によるものであり、当社は記録を義務づけられるものではありません。

第8条（届出事項の変更）

お客様は、当社所定の取引所為替証拠金取引口座開設申込書兼確認書にご記入の上、（オンライン取引は電磁的方法によって）当社に届出た各事項について変更が生じた場合は、遅滞なく、当社が定める所定の手続により届出るものとします。なお、お客様が変更手続をしないことにより生じる損害および損失について当社は一切その責を負わないものとします。

第9条（取引時間）

お客様は、当社が定める取引時間内のみに本取引を行うことができます。

2. 当社は、経済情勢等の変化に伴い取引時間を変更することができます。

3. 当社は、本取引にかかわる回線および機器等の故障または障害の修復等のため、お客様に事前に通知することなく取引の一部または全部を停止することができるものとします。

4. 対象取引所における取引時間であっても当社の取引時間外となりお客様の取引が執行されなかったことにより生じる損害および損失について当社は一切その責を負わないものとします。

第10条（注文の数量等）

お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量は、お客様が当社に預託されている証拠金およびお客様の保有ポジションに応じて当社および対象取引所の定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大注文数量の範囲内に限られるものとします。

2. お客様は、当社がこの最大注文数量を変更できることを予め承知します。

3. お客様は、インターネット、電話のいずれか又は両方により当社へ注文を行います。

第11条（注文の明示）

お客様は、本取引に係る売買を行うとき、予め通貨ペア、注文数量、売買の区別、取引執行方法等、当社および対象取引所の指定する事項を当社に明示するものとします。

第12条（外国為替レートおよびスワップポイント）

本取引に係る外国為替レートおよびスワップポイントに関し、対象取引所により提示する外国為替レートおよびスワップポイントを適用するものとします。

2. お客様は、指値注文または逆指値注文による場合、その時の市況

によっては実際の約定値が指定通りの値段にならない場合があることを予め承知するものとします。

第13条（証拠金）

お客様は、本取引を開始する前に本取引から生じる当社に対するお客様のすべての債務を担保するため、当社に証拠金を預託するものとします。

2. お客様は、証拠金預託額が当社の定める発注証拠金の金額以上でない場合には、本取引を行うことができないことを予め承知するものとします。

3. お客様は、円貨のみを証拠金に充当することができるものとします。

4. 当社は、お客様に事前に通知することなく外国為替水準および経済情勢等の変化に伴い発注証拠金の料率を変更することができるものとします。

5. お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る証拠金預託額の取扱いについては当社の定めを遵守するものとします。

第14条（証拠金の追加預託）

当社は、お客様のポジションを対象取引所が定める時間、外国為替レート、スワップポイントにより評価し、お客様が本取引口座に預託した有効証拠金が証拠金基準額を下回った場合、お客様は当社が定める日時までに有効証拠金が当社の定める水準以上になるまで当社の定める方法により本取引口座に追加預託するものとします。

2. 前項の規定を満たす証拠金の追加もしくは保有するすべてのポジションを決済する反対売買を当社の定める時間に当社が確認できないとき、当社はお客様に事前に通知することなくお客様のすべてのポジションをお客様の計算において、反対売買することができるものとします。

3. 対象取引所は、経済情勢の変化等を鑑み必要に応じて証拠金基準額を変更することがあり、それに伴い当社の定める必要証拠金の変更によって不足金が発生したとき、お客様は当社の指定した時間までに、当該取引日で確定した不足金以上の金額を当社の定める方法により本取引口座へ追加預託するものとします。

第15条（証拠金の返還）

当社は、お客様から証拠金の返還請求を受けたときには、当該請求を受けた日から起算して2営業日以内に当該請求に係る額をお客様に返還するものとします。ただし、ポジションに係る決済損益予定額により返還請求金額の全額または一部を返還されないことがあることをお客様は予め承知するものとします。

2. 証拠金の返還に係る金融機関の名義もお客様ご本人のものとします。なお、当社は、お届けのご本人名義の金融機関以外への振込みは行わないものとします。

3. 振り込み手数料は、振込む側が負担するものとします。

第16条（現物受渡決済）

本取引において現物受渡決済は行わないものとします。またお客様は現物受渡決済を請求することができません。

第17条（差金決済）

お客様は、本取引に係るお客様のポジションについて当社の定める日時までに当社にその旨の意思表示をすることにより、任意にこれを決済することができるものとします。

第18条（ロールオーバー）

お客様が、前条所定の差金決済の意思表示を所定の日時まで行わなかった場合、当社はお客様に事前に通知することなく、取引時間帯終了時に対象取引所の定める清算価格により評価され、翌取引日の取引時間帯開始時に同一内容のポジションに乗り換えるものとします。

第19条（アラート制度）

取引時間中に、有効比率が証拠金預託額に対して当社の定める数値またはお客様の定める数値となったとき、当社は電子メール、電話、書面その他の当社の定める方法によりお客様に警告（アラート通知）を行うものとします。

第20条（ロスカット制度）

取引時間中に、有効比率が証拠金預託額に対して当社の定める数値となったとき、当社は、お客様に事前に通知することなく即時、お客様の計算においてすべての未決済ポジションを反対売買により決済することができるものとし、お客様はこのことを予め承知します。

2. お客様は、当社が前項の差金決済を行った場合に生じる売買差損金をお客様に事前に通知することなく証拠金預託額から差引く

こと、また売買差損金の額が証拠金預託額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに支払うことを予め承します。

第 21 条（期限の利益の喪失）

お客様が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当社から通知、催告等がなくてもお客様は当社に対する本取引およびポジション等に係る一切の債務について当然の期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) お客様の当社に対する本取引に係る未決済ポジションに係る債権またはその他の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) お客様の当社に対する、本取引に係る債務について差し入れられている担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が発生したとき。
 - (6) 名称・住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となり、または連絡が取れなくなったとき。
2. お客様が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、お客様は本取引に係る当社に対する一切の債務について当社の請求によって期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。
- (1) お客様の当社に対する本取引もしくはポジションに係る債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) お客様の当社に対する債務（ただし、本取引およびポジションに係る債務を除く。）について差し入れられている担保の目的物について差押または競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む）があったとき。
 - (3) お客様が当社との本約款またはその他の取引規定のいずれかに違反したとき。
 - (4) 前 3 号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 22 条（強制決済）

第 21 条所定のロスカット制度に基づく場合、第 22 条所定の期限の利益の喪失の場合および当社がお客様の意思を長期にわたり確認できない状況にあると合理的に判断した場合、当社が、本取引に係るお客様の債務を確定するため、当社の裁量によりお客様に事前に通知することなく、お客様の未決済のポジションの全部または一部をお客様の計算において反対売買により決済することができるものとします。

第 23 条（相殺）

当社は、第 22 条所定の期限の利益の喪失、期限の到来その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引およびポジションに係るお客様の当社に対する債権その他の一切の債権とをその債権・債務の期限の前後・到来のいかんにかかわらず当社はお客様に事前に通知することなくいつでも当社の債権とお客様の債務を相殺できるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率については当社の定める利率によるものとします。
3. 第 1 項の相殺を行う場合、債権および債務の支払い通貨が異なるときに適用する外国為替相場について、お客様は、対象取引所が指定する外国為替レートを適用するものとします。

第 24 条（充当の指定）

債務の弁済または前条所定の相殺を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序・方法により弁済充当することができるものとします。

第 25 条（決済条件の変更）

お客様は、天災地変、経済事情の激変その他、やむを得ない事由に基づいて、当社および対象取引所が決済期日の変更等決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第 26 条（預託金銭の利息）

本取引に関し当社に預託した証拠金、本取引に生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては、利息は発生しません。

第 27 条（手数料）

お客様は当社が別途定める取引手数料および送金手数料等、その他の諸経費等を負担するものとします。

2. 消費税等（消費税、地方消費税）については、手数料とともに徴収するものとします。

第 28 条（諸費用）

当社は、本取引を利用される際の口座管理料をお客様から徴収できるものとします。

2. 本取引を行う際、本取引システムの使用料をお客様から徴収できるものとします。
3. お客様は、第 1 項および第 2 項の諸費用について変更される場合があることを予め承するものとします。
4. 変更後の上記諸費用の金額の払込みがなき場合は、当社は、お客様の証拠金預託額より徴収するものとします。

第 29 条（公租公課）

お客様は、本取引に係る公租公課について、お客様自身の負担により支払うものとします。

第 30 条（書面の交付）

当社は、法第 37 条の 4 および第 37 条の 5 に規定する書面について、次の各号の事由が生じた場合、お客様に対し交付するものとします。ただし、交付される各書面の確認を怠ったことにより生じる損害および損失について当社は一切その責を負わないものとします。

- (1) お客様の注文が約定したとき。
- (2) 当社がお客様から証拠金を受領したとき。

第 31 条（通知の効力）

お客様が当社に届出た名称、住所または電子メールアドレスあて、当社によりなされた本取引に係る諸通知が、お客様の転居、不在その他の当社の責めに帰せられない事由により延着または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなして取扱うものとします。

第 32 条（緊急時の連絡）

お客様の取引において、緊急な事態が生じた場合、当社より書面、電話、電子メール等にて連絡するものとします。

2. 緊急時のお客様から当社への連絡先は、次の通りとします。

対面取引

・営業部 第 1 本店 Tel : 03-6630-8550

・営業部 第 2 本店 Tel : 03-6630-8515

オンライン取引

・FX オンライン担当 Tel : 03-5565-1351

3. 当社は、前項の電話番号に変更があった場合は、直ちにお客様へ連絡するものとします。

第 33 条（免責事項）

次に掲げる損害および損失については、当社および当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る取引の執行、金銭の授受等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害および損失。
- (2) 外国為替市場の閉鎖または対象取引所の規則の変更等の理由に基づき、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害および損失。
- (3) 郵便の誤謬、遅滞等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害および損失。
- (4) お客様もしくはお客様以外の者が連絡し、お客様 ID と当社に登録されている ID の一致を確認して行った取引により生じた損害および損失。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合を除く。
- (5) 当社所定の書類に押印した印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とを相当の注意をもって相違ないものと当社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害および損失。
- (6) お客様の携帯端末等の故障・誤作動、当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に係る一切のシステムに係る障害により生じた損

害および損失。

- (7) ロスカット制度によるポジションの処分により生じた損害および損失。
 - (8) 本サービスで受ける情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等により生じた損害および損失。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合を除く。
 - (9) お客様が必要な確認を怠ったために、注文が執行されまたは執行されなかったことにより生じた損害および損失。
 - (10) その他、当社の責めに帰すことのない事由の発生により、お客様が被った損害および損失。
2. 前項各号の事由により、本取引に係る注文およびその執行がお客様の意図する内容で行われなかった場合も、お客様はその責を負うものとしお客様は予め承します。

第 34 条（損害賠償についての制限）

当社の責めに帰すべき障害等であっても、その事由のいかんにかかわらず、お客様の得べかりし利益については、当社は一切その責を負わないものとします。

第 35 条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する本取引または未決済ポジションに係る債権またはその他の一切の債権は、これを他に譲渡または質入れ、その他処分をすることができないものとし、お客様はこれを承諾します。

第 36 条（解約）

お客様が本約款に基づく契約を解約する場合、お客様は、当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うものとします。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知、催告をすることなく直ちに本約款に基づく契約を解約することができるものとします。また、お客様にポジションがある場合は、お客様の計算において差金決済することができるものとし、お客様は予め承します。
- (1) お客様が本約款またはその他の本取引に係る約款およびその他の関連規定等（「受託契約準則」、「お取引のガイド」、本約款等）の条項または記載内容のいずれかに違反し、当社が本約款の解約の通知を行ったとき。
 - (2) お客様が法令等諸規則に違反したとき。
 - (3) お客様が反社会的勢力でない旨の確約が虚偽であると認められたとき、お客様が反社会的勢力に該当すると認められたとき、または、お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたとき。
 - (4) お客様が本取引を行うことについてふさわしくないと当社が判断したとき。
3. 前項の規定によりお客様の当社に対する債務が生じた場合は、直ちにその債務を行わなければならないものとします。
4. 本約款に基づく契約が終了した場合、その他の本取引に係る約款およびその他の関連規定等に基づく契約も同時に終了するものとします。

第 37 条（取引サービスの中止および廃止）

やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより当社は本サービスの提供を中止または廃止することができるものとし、お客様は予め承します。

2. お客様は、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべてのポジションを決済し本取引を終了することを予め承します。
3. お客様は、当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、第 23 条所定の強制決済に準じて、当社が反対売買を行うことを予め承します。

第 38 条（適用法）

本約款は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。また本約款の正本は日本語で作成されるものとし、外国語訳は、作成されたとしても正本の解釈になんらの影響も及ぼしません。

第 39 条（報告書等の作成および提出）

お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様にかかわる本取引の内容その他を日本国の政府機関等あてに報告することに予め承するものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関

して発生した一切の損害および損失に関して当社は一切その責を負わないものとします。

第 40 条（合意管轄）

お客様と当社との間の本取引に起因または関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることとします。

第 41 条（約款の変更）

当社は、本約款の内容変更が、お客様の従来の権利を制限し、もしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合またはそれらの程度が軽微である場合、当社の判断で本約款の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は当該内容についてお客様に遅滞なく通知するものとし、お客様はこのことを予め承します。

2. 当社は、お客様が本約款の内容変更が、お客様の従来の権利を制限しもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合またはそれらが軽微である場合を除き、お客様にその変更事項を事前に通知するものとします。この場合、お客様が所定の期日までに当社に対する異議の申し出を書面または電子メールにより行わないときは、その変更同意したものみなすものとします。
3. 第 1 項に定める通知がお客様に到達した日よりも後に行われた本取引に係る指図は、お客様が本約款の変更同意した上でなされたものとみなし、お客様はこのことを予め承します。

以 上

2022 年 11 月 1 日 施行